

ヘルパーステーション和紙のさと運営規程

(事業の目的)

第1条 ヘルパーステーション和紙のさと(以下「事業所」という。)が行う、訪問介護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者(以下「訪問介護員等」という。)が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な訪問介護を提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供を行う。

2 事業所の訪問介護員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他生活全般にわたる援助を行う。

3 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

4 訪問介護は、いつでも、どこでも実施する。支援内容、支援時間についても利用者の立場を尊重する。

5 訪問介護を実施する職員は、研修に努め資質の向上を図る。

6 事業所は、利用者からの委託を受け、サービス提供に当たっては、事業所に準備された契約書をもって実施する。

(事業所の名称)

第3条 この事業所はヘルパーステーション和紙のさとという。

(事業所の所在地)

第4条 この事業所を、徳島県吉野川市山川町川田898-1に置く。

(実施主体)

第5条 事業の実施主体は、社会福祉法人博友会とする。

(職員の職種、人数、及び職務内容)

第6条 事業所に勤務する職員の職種、人数及び職務内容は次のとおりとする。ただし、規程の適合範囲内で、一部職種については、増減又は兼務することができる。

一 管理者 1名

管理者は、事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。また、職員に法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

二 サービス提供責任者 介護福祉士 2名

サービス提供責任者は、事業所に対する訪問介護の利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成などを行う。

三 訪問介護員等 常勤換算2.5名以上

訪問介護員等は、訪問介護計画書に基づき訪問介護の提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第7条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- 一 営業日 毎週月曜日から土曜日までの一週当たり6日を基本とする。(ただし、12月30日～1月3日までは、ニーズの状況により休業日となる場合もある。)
- 二 営業時間 基本的には午前8時30分から午後5時30分までとする。
ただし、利用者のニーズにより早朝、夜間などスポット的対応が必要な場合はこの限りではない。
- 三 当法人経営施設との連携により、電話などによる24時間常時連絡可能な体制とする。

(事業の内容)

第8条 事業の内容は次のとおりとする。

- 一 身体介護
- 二 生活援助
- 2 事業所は、利用者が被保険者証を提出することにより、介護サービスを受ける資格があることを確認するものとする。
- 3 利用者の選択と、居宅介護支援事業者からのサービス計画に基づき、直ちにサービス提供を開始するものとする。
- 4 要介護状態、サービス提供、サービス内容の変更等については、関係者と連携し、実施する。
- 5 事業所は、以下の正当な理由以外に、サービス提供を拒むことができない。
 - 一 医療治療を要し、かかりつけ医師の指示がない場合
 - 二 暴力行為があるなど、訪問介護に応じない者
 - 三 申請者宅が非常に遠距離又は車などでの訪問が困難な場合
 - 四 利用者負担の支払いを行わない場合
 - 五 その他社会的常識がない場合

(利用料等)

第9条 利用料については、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

- 2 前項に規定する費用の額にかかるサービスの提供にあたっては、あらかじめ、利用者又は、その家族に対し当該サービスの内容及び費用について説明を行い、同意を得なければならない。
- 3 事業所は、利用者から料金の支払いを受けた時は、領収証を発行する。

(人権擁護及び虐待防止)

第10条 事業所は、利用者の人格及び尊厳を尊重し、安心してサービスを利用できる環境の確保に努める。

- 2 職員は、身体的虐待、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待、介護放棄等、いかなる虐待行為も行ってはならない。
- 3 事業所は、虐待防止のため、職員に対し定期的に研修を実施し、利用者の心身の状況及び行動の変化を適切に記録し、職員間で共有する。
- 4 虐待の疑いを認めた場合は、速やかに管理者へ報告し、必要に応じて家族、医療機関、行政機関へ連絡する。
- 5 虐待に関する記録は適切に保存し、必要に応じて行政機関へ提出できるよう整備する。

(身体拘束の禁止)

第11条 事業所は、利用者の身体を自由を不当に制限する身体拘束を行ってはならない。

2 身体拘束が以下に該当する場合は、原則として禁止する。

(1) 行動を抑制する目的で身体を縛る、固定する、押さえつける行為

(2) 移動・離席を防ぐために器具等を使用する行為

(3) 職員の都合による行動制限

3 ただし、利用者の生命・身体を保護するため緊急やむを得ない場合は、最小限の範囲で一時的に身体拘束を行うことができる。

4 前項の場合、身体拘束の理由、方法、時間、解除時の状況を記録し、速やかに解除する。

5 身体拘束に該当する可能性がある行為については、管理者が職員へ周知し、定期的に研修を行う。

(緊急時における対応方法)

第12条 事業所は、利用者の既往症、現病歴などを把握し、当日の健康状態の観察・把握に留意する。

2 意識障害、呼吸停止、心停止などの場合は、ただちに手当てを行うとともに状況判断をし、かかりつけ医療機関及び三木クリニックへ連絡、又は救急隊へ連絡する。救急隊の到着までの間、気道の確保、良肢位保持、人工呼吸、心マッサージ、又は異物の除去など、必要な救急処置を行い、管理者へ報告する。

3 連絡・通報・報告は「いつ」「どこで」「だれが」「どうした」などを要領よく簡潔にまとめ正確な連絡を行う。医師、救急隊への報告については、傷病者の症状、行った応急手当などの状況を正確に報告する。

4 家族などに対し、経過を報告する。

(通常の事業の実施地域)

第13条 通常の事業実施地域は、山川町とする。

(その他運営についての留意事項)

第14条 事業所は、訪問介護員等の資質向上を図るための研修の機会を設けるものとし、又業務体制を整備する。

2 事業所は、居宅介護支援事業者、その他サービス事業者などとの連携に努める。

3 事業所は、訪問介護員等に身分を証する書類を携行させ、利用者に掲示するよう指導する。

4 事業所は、訪問介護員等の健康、清潔保持、その他必要な管理を行う。

5 事業所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

6 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるために、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、雇用契約の内容とする。

(ハラスメント防止)

第15条 事業所は、職員間及び利用者との間におけるハラスメントの防止に努める。

2 職員は、暴言、威圧的言動、差別的言動等、ハラスメントに該当する行為を行ってはならない。

3 ハラスメントの相談があった場合は、速やかに管理者が対応し、必要に応じて関係機関と連携する。

(感染症の予防及びまん延の防止)

第16条 事業所は、感染症の予防及びまん延の防止のため、委員会の開催、指針の整備、研修及び訓練を実施する。

2 感染症発生時は、関係機関と連携し、利用者及び職員の安全確保に努める。

(業務継続計画)

第17条 事業所は、感染症及び非常災害の発生時においても継続的にサービスを提供できるよう、業務継続計画を策定し、職員へ周知するとともに、研修及び訓練を実施する。

(個人情報の保護)

第18条 事業所は、利用者の個人情報を適切に管理し、法令に基づき取り扱う。

2 利用者の同意なく第三者へ提供しない。

3 個人情報の漏えい防止のため、職員に対し必要な教育を行う。

(苦情受付)

第19条 事業所は、利用者からの苦情を受け付けるための体制を整備する。

2 苦情受付担当者を定め、苦情の内容を記録しサービスの改善に努める。

3 必要に応じて第三者委員へ報告し、対応する。

(記録整備)

第20条 事業所は、備品、整備、会計及び介護サービスに関する記録を整備しなければならない。記録は完結の日から5年間保存する。

(会計)

第21条 事業所の会計は、他の会計と区分し、会計年度は毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成 13 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 15 年 3 月 24 日に一部改正し平成 15 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 3 月 21 日に一部改正し平成 24 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 10 月 14 日に一部改正し同日より施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 7 月 1 日に一部改正し平成 27 年 8 月 1 日より施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 3 月 1 日に一部改正し平成 28 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 10 月 1 日に一部改正し同日より施行する。

附 則

この規定は、令和 8 年 8 月 6 日に一部改正し同日より施行する。